

仕事や通勤で事故等にあったら（労働者災害補償保険）

労働基準法は、労働者が仕事上で負傷し、または仕事が原因で疾病にかかったときには、事業主に療養費の負担や休業補償することを義務付けています。しかし、大きな事故などが起こった場合、事業主だけでは十分な補償ができないおそれもあるため、**労働者災害補償保険法（労災保険法）**が制定されています。

労災保険法は、労働者（アルバイト、パートタイム労働者等名称のいかんを問わない）を使用するすべての事業に強制的に適用されます（ただし、個人経営の農林水産業の一部、国の直営事業等は除く）。保険料については、事業主が全額負担します。

労災保険では、**業務災害（業務上の事由による負傷、疾病、障がいまたは死亡）または通勤災害（通勤による負傷、疾病、障がいまたは死亡）を被った労働者、その遺族等に対して、必要な保険給付が行われます。**

このような補償は、労働基準監督署長が労働災害であると認定した場合に限られ、業務災害の場合は、**業務遂行性**（事業主の支配下にある状態であること）及び**業務起因性**（業務と傷病等の間に一定の因果関係があること）という2つの要件を満たす必要があります。

事業主は、労働者が労働災害等で死亡または4日以上休業した場合、遅滞なく管轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません（休業が4日未満の場合も報告義務はありますが、提出期日が異なります）。明らかに労災であるにもかかわらず、報告を怠っていた場合には「労災かくし」として厳正な処分がされます。

また、労災保険給付等の請求にあたって、傷病等の年月日や災害の原因・発生状況等の証明を行うなど、事業主には申請手続への協力義務が課せられています。

なお、複数の事業に使用される労働者については、**複数の事業の業務を要因とする傷病等**（脳・心臓疾患、精神障害等）に関する保険給付があります。また、複数の事業に使用される労働者が給付を受ける際の給付基礎日額（右ページ参照）は、一つの事業を要因とする災害であっても、原則として事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として算定されます。

【労災保険に関する問合せ】 事業所を管轄する労働基準監督署（143ページ参照）

労働者災害補償保険の主な給付内容

(令和8年4月1日現在)
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

こんなとき		給付の種類	給付の内容	特別支給金(社会復帰促進等事業)	
				定率定額支給	特別給与(賞与)がある場合
傷病にかかったとき	○労災指定病院等にかかったとき	療養(補償)等給付(療養の給付)	健保の範囲で診療が受けられる(窓口での一部負担金なし)		
	○上記以外の病院等にかかったとき	療養(補償)等給付(療養の費用の支給)	政府が必要と認めるものに限る		
	○傷病の療養のため休業し賃金を受けないとき	休業(補償)等給付	休業4日目(※1)から1日につき給付基礎日額(※2)の60%	休業4日目から1日につき給付基礎日額の20%	
	○療養開始後1年6か月で治癒せず、傷病等級表の傷病等級に該当するとき	傷病(補償)等年金	1年間に給付基礎日額の 1級 313日分 2級 277日分 3級 245日分	一時金として 1級 114万円 2級 107万円 3級 100万円	算定 1年間に 1級 313日分 2級 277日分 3級 245日分
	○治癒(症状固定)した場合に障害等級表の障害等級に該当する障がいが残ったとき	障害(補償)等給付(年金または一時金)	(年金)1年間に給付基礎日額の1級 313日分～7級 131日分 (一時金)一時金で8級 503日分～14級 56日分	一時金として 1級 342万円～ 14級 8万円	算定 1年間に 1級 313日分～ 7級 131日分 一時金 8級 503日分～ 14級 56日分
○死亡したとき	遺族(補償)等給付(年金)	1年間に給付基礎日額の153日分～245日分		一時金として 300万円	額(※3) 1年間に 153日分～245日分
	遺族(補償)等給付(一時金)	一時金で給付基礎日額の1,000日分			
	葬祭料等(葬祭給付)	給付基礎日額の30日分+33万円または給付基礎日額の60日分			
○障害(補償)年金または傷病(補償)年金の受給者が一定の障がいにより現に介護を受けているとき	介護(補償)等給付	常時介護または随時介護			
○定期健診等で、脳・心臓疾患に関連する一定項目に異常所見があるとき	二次健康診断等給付	二次健康診断と特定保健指導			

※1 業務災害の場合、労働基準法第76条に基づき休業3日目までは使用者に災害補償責任があります。

※2 給付基礎日額は、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額です。

※3 算定基礎日額は、原則として傷病等の前1年間の特別給与(賞与)の総額を365で割った額ですが、上限等があります。

(注)「給付の種類」の表記について

通勤災害における保険給付は業務災害に関するものとほぼ同様ですが、通勤災害は使用者に補償責任がないことから、通勤災害に「補償」の文字は使われません。

11

労働保険、社会保険、他

- ※1 業務災害の場合、労働基準法第76条に基づき休業3日目までは使用者に災害補償責任があります。
- ※2 給付基礎日額は、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額です。
- ※3 算定基礎日額は、原則として傷病等の前1年間の特別給与(賞与)の総額を365で割った額ですが、上限等があります。

失業したときは（雇用保険）

雇用保険は、労働者が失業した場合や、職業に関する教育訓練を受けた場合、育児・介護のための休業をした場合等に、必要な給付を行うものです。保険料については、労使双方が負担します。

原則として法人・個人を問わず、1人でも要件に該当する労働者を雇用する場合、事業主は雇用保険に加入させなければなりません（一定の農林水産業のうち労働者数5人未満の個人事業所は強制適用から除かれますが、任意加入の手続きもあります）。

強制適用事業所に雇用されている労働者は、被保険者となりますが、例外として、4か月以内の期間を定めて季節的に雇用される人、法人の代表者、個人事業主及びその同居の親族、昼間学生等は、被保険者となりません。

◆雇用保険被保険者の要件

- 1 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる労働者であること**
- 2 1週間の所定労働時間が20時間以上であること**

上記のいずれの要件も満たす場合は、**パートタイム労働者**も対象となります。また、**65歳以上の労働者**も「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用の対象となります。複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者に係る特例（**雇用保険マルチジョブホルダー制度**）もあります。高年齢被保険者等の詳細は、104ページを参照してください。

【令和8年度における雇用保険料率について】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおりです。

一般の事業（※）における賃金総額に対する保険料率

	労働者負担	使用者負担	合計
令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	0.5%	0.85%	1.35%
（参考 令和7年度）	(0.55%)	(0.9%)	(1.45%)

※農林水産業（一部を除く）、清酒製造業、建設の事業はこれと異なります。

【雇用保険に関する問合せ】 事業所または居住地を管轄する公共職業安定所（143ページ参照）

雇用保険（求職者給付）の主な給付内容

（令和8年4月1日現在）
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

給付の種類

基
本
手
当

給付の事由

次のいずれにも該当する人

・ 離職日以前2年間に被保険者期間(※1)が12か月以上ただし、特定受給資格者等(倒産・解雇等による離職者、有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者)(※2)については、離職日以前1年間に被保険者期間が6か月以上でも可

・ 再就職の意思と働ける状態にある人

・ 公共職業安定所等に求職の申込みをすること

※1 被保険者期間

離職日が令和2年8月1日以降の方は、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に賃金支払いの基礎となる日数が11日以上ある月、または労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算します。

※2 特定受給資格者等

131ページを参照してください。

給付内容

【基本手当日額】

賃金日額	給付率	基本手当日額
原則として、離職日の直前の6か月に支払われた賃金総額を180日で割って算出した額	45% ～ 80%	賃金日額×給付率

*ただし、年齢別上限額及び下限額あり

【受給期間】

原則として離職日の翌日から1年間

*病気やケガ、出産・育児、介護などで30日以上就業できない場合、最大4年まで受給期間を延長可能

【給付日数】

①一般受給資格者(自己都合、定年退職等による離職者)

被保険者であった期間 離職時等の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②特定受給資格者等(倒産、解雇等による離職者) ※2

被保険者であった期間 離職時等の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日		210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

*65歳以上で離職した人に対しては基本手当でなく、131ページの高年齢求職者給付金を支給

③就職困難者

被保険者であった期間 離職時等の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満		300日
45歳以上60歳未満	150日	360日

11

労働保険、社会保険、他

失業したときは（雇用保険）

雇用保険（求職者給付）の主な給付内容（前ページよりつづき）

給付の種類		給付の事由	給 付 内 容						
求 職 者 給 付	高年齢求職者 給 付 金	一定の要件を満たす高年齢被保険者等（65歳以上の被保険者）が離職した場合	次表の日数分の基本手当日額（130ページ参照）を一時金で支給 <table><tr><th>被保険者期間</th><th>1年未満</th><th>1年以上</th></tr><tr><td>高年齢求職者給付金</td><td>30日分</td><td>50日分</td></tr></table> ＊マルチ高年齢被保険者については、104ページ参照	被保険者期間	1年未満	1年以上	高年齢求職者給付金	30日分	50日分
	被保険者期間	1年未満	1年以上						
	高年齢求職者給付金	30日分	50日分						
特 例 一 時 金	一定の要件を満たす季節労働者等の短期雇用特例被保険者が失業した場合	基本手当日額の40日分に相当する額を支給 ＊この「40日分」は暫定措置							
日 雇 労 働 求職者給付金	一定の要件を満たす日雇労働被保険者が失業した場合	納付した印紙保険料に応じて3段階に区分され、第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円、支給日数は印紙貼付枚数に応じ13日から17日分を支給							
「求職者給付」には上記のほか、一般被保険者（受給資格者）を対象に、技能習得手当（通所手当、受講手当）、寄宿手当、傷病手当があります。									
そのほかの給付の種類 ＊ご不明点は公共職業安定所へお問合せください。									
就職促進給付（再就職手当／就業促進定着手当 等） 教育訓練給付（教育訓練給付金／教育訓練支援給付金／教育訓練休暇給付金 雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金／高年齢再就職給付金）104ページ参照 （介護休業給付金）57ページ参照 育児休業等給付（育児休業給付金／出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金／ 育児時短就業給付金）54ページ参照									

特定受給資格者、特定理由離職者について

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方です。

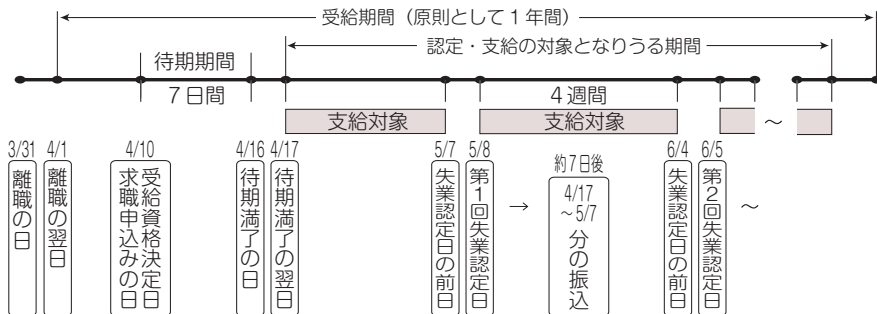
また、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の方で、期間の定めのある労働契約において「契約を更新する場合がある」とされていて労働者が更新を希望したにもかかわらず更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。

特定受給資格者または特定理由離職者に該当する場合、受給資格要件が緩和されたり、失業等給付（基本手当）の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

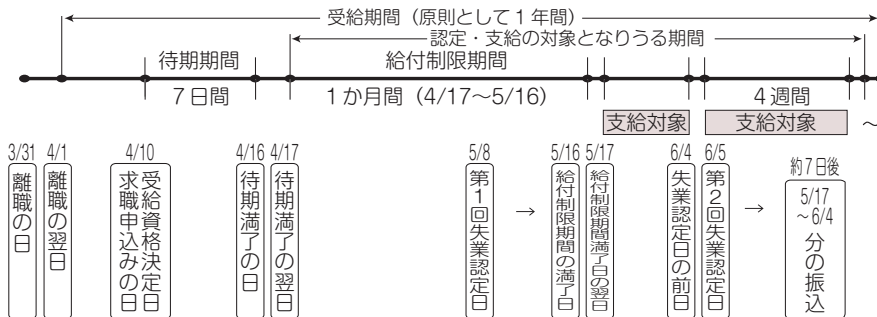
特定受給資格者または特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、受給資格に係る離職理由により、住所または居所を管轄する公共職業安定所等が行います。

雇用保険（基本手当）の支給開始時期と支給期間【一例】

◆給付制限がない場合



◆給付制限が1か月間ある場合



<給付制限とは>

正当な理由のない自己都合等により離職した場合に、7日間の期待期間満了後、さらに一定の期間(※)、雇用保険の基本手当の支給が行われないことをいいます。

令和7年4月1日以降に正当な理由のない自己都合等により離職した場合の給付制限期間は1か月(5年間のうち受給資格決定2回まで。3回目以降は3か月)。自己の責めに帰すべき重大な理由で離職された場合の給付制限期間は3か月。

※離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練等を受けた場合には、給付制限を解除。ただし令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る。

(注) 日付等は目安です。また、給付制限期間や手続等は変更になる場合があります。

11

労働保険、社会保険、他

病気やケガをしたときは（健康保険）

被保険者（労働者）や被扶養者が病気やケガ（業務災害及び通勤災害以外）をした場合、療養の給付を受けたり、必要な給付金などを支給する制度として、**健康保険制度**があります。

すべての法人事業所と、常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所（サービス業等の一定の業種を除く）は強制適用事業所となり、必ず労働者をこの保険に加入させなければなりません。なお、強制適用事業所でない場合でも、雇用する労働者の2分の1以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受ければ、適用事業所になることができます。

保険料については、厚生年金保険料とあわせて、事業主と被保険者（労働者）が折半して負担します。

◆パートタイム労働者への適用

原則として、就業規則や雇用契約書等で定められた「1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している**通常の労働者の4分の3以上**」という要件を満たすパートタイム労働者は、強制加入となります。

なお、これを満たさなくても適用対象となる要件があり、適用拡大が進められています。詳しくは85、86ページを参照してください。

◆傷病手当金

業務外のケガや病気により仕事を休み、その間の給与が受けられない場合、被保険者は**傷病手当金**を受給することができます（給付内容は右ページ参照）。

傷病手当金は連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給され、**支給開始日から通算して1年6か月**を限度として支給されます。令和4年1月1日の法改正により、支給期間中に就労するなど、不支給となる期間がある場合は、支給開始日から起算して1年6か月を超えても繰り越して支給可能となりました。

【健康保険に関する問合せ】

保険給付の事務、資格情報のお知らせの発行等：保険者（全国健康保険協会など）

健康保険資格の取得・喪失、社会保険料等：事業所を管轄する年金事務所（147ページ参照）

健康保険の主な給付内容

(令和8年4月1日現在)

制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

給付の種類	給付の名称	給付の事由	給 付 内 容
現物給付	療養の給付	被保険者や被扶養者が業務外の事由により病気やケガをした場合 *ただし、次のような場合は病気とはみなされず保険診療は受けられません。 ①美容整形、近視の手術 ②予防注射、健康診断 ③正常な妊娠・出産	被保険者、被扶養者ともに原則7割 (自己負担は3割、ただし、70歳以上の人は所得等に応じて2割または3割、未就学児は2割)
	高額療養費	被保険者や被扶養者が同一の月に医療機関等で支払った一部負担金(自己負担額)が高額になり、自己負担限度額を超えた場合	自己負担限度額を超えた分が払い戻される。「多数該当」や「世帯合算」といった仕組みにより医療機関等に支払った一部負担金(自己負担額)が軽減される場合がある。
現金給付	療養費	被保険者や被扶養者が業務外の事由により医療費・治療用装具作製費を全額負担した場合	やむを得ない事情で健康保険が使用できず、医療費の保険診療分を全額自己負担したとき(立替払い)や「治療のために装具を作製したとき」などの場合、支払った医療費のうち、保険給付に相当する額が払い戻される。
	傷病手当金	被保険者が業務外の事由による病気やケガのため働けない日が4日以上(連続する3日間の休業を含む)になり、給与を受けられない場合	4日目以降、1日につき支給開始日の属する月以前12か月間の各標準報酬月額(※)を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2を支給。支給期間は通算1年6か月を限度とし、出勤等により不支給となった期間は繰り越し
	出産手当金	被保険者が出産のため仕事を休み、給与を受けられない場合	1日につき支給開始日の属する月以前12か月間の各標準報酬月額(※)を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2を支給。支給期間は、出産日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間で、仕事を休んだ期間
	出産育児一時金 家族出産育児一時金	被保険者や被扶養者が出産した場合	1児につき500,000円 ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合等は、1児につき488,000円
	埋葬料(費) 家族埋葬料	被保険者や被扶養者が業務外の事由により死亡した場合	5万円(埋葬費は上限5万円で埋葬に要した費用)

※ 標準報酬月額とは、保険料や給付金の支給額等を決定するために定められた報酬の区分のことです。
標準報酬月額は、①被保険者になったとき(資格取得時決定)②毎年7月(定時決定)③給料が大幅に変わったとき(随時決定)に決定・改定されます。

11

労働保険、社会保険、他

老後の生活等のために（厚生年金保険）

現在のわが国の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金と、**会社や工場、商店、役所などで働く労働者が加入する厚生年金保険**の2階建て構造です。

厚生年金保険は、労働者の老後の生活の保障をすることが主な目的ですが、一定の障がいの状態になったときの給付や、労働者が死亡した場合に遺族の生活を保障するための給付もあります。

すべての法人事業所と、常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所（サービス業等の一定の業種を除く）は強制適用事業所となり、必ず労働者をこの保険に加入させなければなりません。なお、強制適用事業所でない場合でも、雇用する労働者の2分の1以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受ければ、適用事業所になることができます。パートタイム労働者の取扱いは健康保険と同様です（85、86、133ページ参照）。

保険料については、健康保険料とあわせて、事業主と被保険者（労働者）が折半して負担します。

20歳以上60歳未満でこの保険に加入できない人は、自分で市区町村の窓口にて国民年金の加入手続きをする必要があります。

【採用、退職時の社会保険（健康保険、厚生年金保険）の保険料徴収】

資格を取得した日①の属する月から、**資格を喪失した日②**の属する月の前月分まで徴収

①資格を取得した日：入社した日（＝社会保険に加入した日）

②資格を喪失した日：退職した日の「翌日」

例えば、3月31日に退職した場合、資格を喪失した日は4月1日

◆退職日が月末末日の場合

退職した月の給料から前月分と当月分の2か月分の保険料が控除されます。

◆退職日が月末末日以外の場合

退職した月の給料から前月分の保険料が控除されます（当月分は次に加入した保険で支払う）。

◆同じ月に入社、退職した場合

当月分の保険料が控除されます。ただし、厚生年金保険料は、再就職して同月中に再加入した場合や同月中に国民年金に加入した場合は徴収されません。

【厚生年金保険に関する問合せ】 事業所を管轄する年金事務所（147ページ参照）

年金保険の種類と支給要件等

(令和8年4月1日現在)
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

給付の種類		支 給 要 件 等
老 齢 年 金	老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間（加入期間等）が原則10年以上ある人に、65歳から支給繰上げ受給（60～64歳）または繰下げ受給（66歳～75歳）の請求も可能 【給付内容】満額で月額70,608円（令和8年度の額） * 保険料の未納や免除の期間があった場合は、不足する月数に応じて減額 * 繰上げまたは繰下げの場合、請求時期により生涯にわたり一定の減額または増額
	老 齢 厚 生 年 金	厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たす人に、老齢基礎年金に上乗せする形で65歳から支給 * 在職中の場合、年金基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額の一部または全額が支給停止となる場合がある 【給付内容】報酬比例年金額＋加給年金額＋経過的加算額 特別支給の老齢厚生年金 昭和36年（女性は昭和41年）4月1日以前に生まれた方が対象 老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある方について、60歳から65歳になるまでの間支給 * 支給開始年齢や給付内容は、生年月日・性別により異なる * 失業給付受給中の場合、年金は全額が支給停止
障 害 年 金 等	障害基礎年金	一定の支給要件を満たす被保険者等が障害等級表に定める1級または2級に該当するとき
	障害厚生年金	一定の支給要件を満たす厚生年金被保険者等が障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当するとき
	障害手当金（一時金）	一定の支給要件を満たす厚生年金被保険者等が障害等級表に定める3級に至らない一定の障がいにより該当するとき
遺 族 年 金	遺族基礎年金	一定の支給要件を満たす被保険者等が死亡したときに、その人に生計を維持されていた一定範囲の遺族に支給
	遺族厚生年金	一定の支給要件を満たす厚生年金被保険者等が死亡したときに、その人に生計を維持されていた一定範囲の遺族（基礎年金より広い）に支給

11

労働保険、社会保険、他

多様な働き方（労働者協同組合、フリーランス）

労働者協同組合法について

労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

この基本原理や組合の運営ルール等を定めた労働者協同組合法（令和4年10月1日施行）では、組合に対し組合員と労働契約を結ぶことを義務付けており（一部役員を除く）、組合員が労働法制的保護対象となることを明示しています。

協同組合は非営利法人とされ、設立にあたっては、NPO法人や企業組合と異なり、行政庁による許認可等は不要です。介護や福祉関連、子育て関連、地域づくり関連、若者・困窮者支援など、あらゆる事業の実施が可能です（労働者派遣事業を除く）。

○法人設立の届出先は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県となります。

（神奈川県内の場合）神奈川県雇用労政課 問合せ先 045-210-5735

「労働者協同組合法について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/roudoukyou.html>

フリーランスのための法律と相談窓口

近年、個人の働き方が多様化しており、その一つに、雇用という働き方ではなく個人で事業を行う、いわゆる「フリーランス」があります。

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が令和6（2024）年11月1日から施行されています。この法律では、個人で働くフリーランスを保護対象として、業務委託を行う発注事業者（企業等）に対し、取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払（取引適正化）、ハラスメント対策のための体制整備、契約の不更新・中途解除時の30日以上前の予告（就業環境整備）等を義務付けています。

また、自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料は免除されます（施行日は2026年10月1日）。

なお、フリーランスは原則として労働法制的適用がなく、労働保険や社会保険も適用外とされます。しかし、労災保険については、「特別加入制度」により補償を受けられる場合があります。

特定業務を受託するフリーランスに中小受託取引適正化法（取適法）が適用される場合があります。

フリーランス・個人事業主向け相談窓口「フリーランス・トラブル110番」

TEL 0120-532-110 ホームページ <https://freelance110.mhlw.go.jp/>

取引適正化について 公正取引委員会 事務総局 TEL 03-3581-5479

中小企業庁 関東経済産業局 TEL 048-600-0325

就業環境整備について 神奈川労働局 指導課 TEL 045-211-7380

*このほか、（公財）神奈川産業振興センター（147ページ参照）等でも相談できる場合があります。

個人情報保護法とマイナンバー

個人情報保護法について

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）は、企業や団体、国の行政機関等に個人情報（※）を適正に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めたものです。

個人情報取扱事業者（使用者等）は、現に雇用している労働者だけでなく、採用希望者や退職者の個人情報についても適正な取扱いをしなければなりません。

個人情報保護法では、次のような個人情報（個人データ）の取扱いのルールを規定しています。

①個人情報の利用目的に関するルール

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたって、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています（個人情報保護法第17条第1項、以下「法〇条〇項と略します。）。また、特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に、速やかに本人に通知又は公表する必要があります（法21条1項）。さらに、個人情報を特定した利用目的以外のことに利用する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければいけません（法18条1項）。

②個人データ（※）の管理に関するルール

個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために従業者や委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があります（法第23条～第25条）。

また、個人の権利利益を害するおそれが大きい個人データの漏えい、滅失や毀損が発生してしまった場合、個人情報保護委員会への報告を行うとともに、漏えい等が発生したことを本人に通知する必要があります。

※「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）。

※「個人データ」とは、個人情報を容易に検索することができるように体系的にまとめたもの（データベース）を構成している個人情報をいいます。

なお、個人情報保護法を所管する行政機関である**個人情報保護委員会**では、個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いなどに関するご相談に応じています。

○個人情報保護法相談ダイヤル TEL 03-6457-9849

マイナンバー制度について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）にもとづき、住民票を有するすべての人に、1人1つの個人番号（マイナンバー）が付与されています。

社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーの記載が必要とされますが、特に社会保障分野では、雇用保険事務、労災保険事務、年金の届書等でマイナンバーの記載が必要です。

【マイナンバーに関する問合せ】

○マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178（無料）

11

労働保険、社会保険、他

メンタルヘルス（こころの健康） ご相談ください

仕事や職場の人間関係に「悩み」を感じたら

○かながわ労働センター「働く人のメンタルヘルス相談」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mental.html>

- ・来所相談（要予約） TEL 045-633-6110（内線2718）第2・4火曜日
13時30分から16時30分（祝日、年末年始を除く）
- ・オンライン相談 9時から23時の希望時間（1回50分 ZOOM）

○厚生労働省 働く人の「こころの耳電話相談」

TEL 0120-565-455 月・火曜日 17時から22時／土・日曜日 10時から16時
（祝日、年末年始を除く）

○メンタルヘルスの総合情報サイト「こころの耳」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報や、疲労の蓄積度についてセルフチェックするためのツールの情報を掲載しています。

「職場におけるメンタルヘルス対策」に関する相談

○神奈川産業保健総合支援センター

TEL 045-410-1160 月～金曜日／8時30分から17時15分（祝日、年末年始を除く）

中小規模事業場からの支援要請を受けて、心の健康づくり計画やストレスチェック制度の導入のためのアドバイス及び職場復帰支援プログラムの作成支援、また管理監督者・若年労働者向けの教育研修などを行っています。また、メンタルヘルスの専門家が、事業主または事業場の産業保健スタッフなどに対し面談・電話・メール等で相談に応じています。

○地域産業保健センター

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象に、健康診断の結果についての医師の意見聴取をはじめ、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導など、労働安全衛生法に基づく産業保健サービスを無料で提供しています。

横浜南地域産業保健センター	045-788-8970	三浦半島地域産業保健センター	046-822-3053
横浜西地域産業保健センター	045-461-9791	平塚地域産業保健センター	0463-52-0355
横浜北地域産業保健センター	045-534-4201	湘南地域産業保健センター	0466-27-6238
鶴見地域産業保健センター	045-521-2738	県西地域産業保健センター	0465-66-6040
川崎南地域産業保健センター	044-200-0668	県央地域産業保健センター	046-223-8072
川崎北地域産業保健センター	044-322-0314	相模原地域産業保健センター	042-707-4225

こころの不調を感じた時は ひとりで悩まずに 一こころの危機等を支える電話相談一

こころの電話相談	0120-821-606（毎日24時間）年度初めの4月1日午前0時から午前9時まで休止
依存症電話相談	045-821-6937（月・火曜日13時30分から16時30分）祝日、年末年始を除く
横浜いのちの電話	045-335-4343（毎日24時間）
川崎いのちの電話	044-733-4343（毎日24時間）
自殺予防いのちの電話	0120-783-556（毎日16時から21時、毎月10日は8時から翌日8時）

神奈川県内の市町村が実施する労働相談窓口

※週1回以上実施している労働相談窓口について掲載しています。(令和8年4月1日現在)

※原則として、実施する市に在住・在勤・在学の方が対象です。

◆横浜市(横浜市民技能文化会館 労働情報・相談コーナー「働く人の相談室」045-681-6553)

「職場での悩み相談」月～土曜日 9時から17時(祝日、第2水曜日、年末年始除く)
職場の人間関係、労働環境、キャリア形成、ハラスメント、メンタルヘルスなどの悩み等について、産業カウンセラーが解決のためのお手伝いをします(電話または面談)。

「キャリア相談」月・木曜日 9時から17時(祝日、年末年始除く)事前予約も可
在職者、転職・再就職希望者向けに、キャリア選択、キャリア設計のための能力開発や働き方など、キャリアコンサルタントがサポートします(面談)。

「労働相談」火・土曜日 9時から17時(祝日、年末年始除く)事前予約制
解雇・退職、賃金、労働時間、ハラスメント、労働災害、社会保険(健康保険・年金)等の働く人の様々な問題について、社会保険労務士が相談に応じます(電話・面談・オンライン)。

「がん患者のための労働相談」火曜日 9時から17時(祝日、年末年始除く)事前予約制
がん治療を受けている方やそのご家族などを対象に、仕事と治療の両立等について社会保険労務士が相談に応じます(電話・面談・オンライン)。

◆川崎市「労働相談」(相談方法により場所や時間が異なります。いずれも祝日、年末年始除く)

労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメントに関する問題など、労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立て、対面・電話・オンラインによる労働相談を実施しています。

・対面・オンライン相談(予約制)

月・水曜日 9時から12時、13時から16時 中原区役所地域振興課相談窓口
(相談日の前週の金曜日までに0120-110-225へ電話にてご予約ください)

・電話相談

月～金曜日 9時から17時 0120-110-225

◆藤沢市「労働相談」火・土曜日 13時から16時(祝日、年末年始除く)事前予約制

解雇、パワハラ、賃金不払い、年金、社会保険、各種給付金など個別のご相談について、社会保険労務士による労働相談を行っています(面談のみ)。予約・詳細は産業労働課(0466-50-8222)へお問合せください。

・火曜日 市民相談情報課市民相談室(藤沢市役所内)

・土曜日 Fブレイス(藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設)雇用労働相談室

※相模原市では、労働センターによる出張労働相談を実施しています(表紙裏及び141ページ参照)。

※他にも、市町村によっては予約制の労働相談等を実施している場合があります。

在住・在勤の市町村へ直接お問合せください。

労働センターの労働相談窓口／神奈川労働局

労働センターの労働相談窓口（相談はすべて無料、秘密厳守）

- * 土・祝・休日、年末年始（12月29日から1月3日、日曜労働相談は下記）を除きます。
- * 12時から13時を除いた時間が相談時間です。相談終了時刻の30分前までに電話またはご来所くださるようお願いします。
- * 本所：かながわ労働センター本所、川崎：川崎支所、県央：県央支所、湘南：湘南支所

常
設
の
相
談
窓
口

相談窓口	相談日	連絡先	相談対応時間
一般労働相談	全労働センター：月から金曜日	表紙裏地図参照	9時から17時まで
出張労働相談	表紙裏地図参照	表紙裏地図参照	9時から17時まで (相模原市中央区役所は16時まで)
日曜労働相談	本所：日曜日 (12月28日から1月5日を除く)	045-633-6110(代)	9時から17時まで
夜間労働相談	本所：火曜日 川崎：原則第3木曜日(予約制)	045-662-6110 044-833-3141 (予約電話番号)	17時から19時30分まで
女性のための 労働相談 (女性弁護士相 談は予約制、職員 が内容を伺って 受付します。)	本所 女性職員対応：原則第2・5金曜日 ※女性相談希望とお伝えください 女性弁護士対応：奇数月第2火曜日	045-662-6110 (予約電話番号)	女性職員による相談 9時から17時まで
	マザーズハローワーク横浜内 女性職員対応：原則第1・3金曜日 女性弁護士対応：原則第4金曜日	045-320-0335 045-662-6110 (予約電話番号)	女性弁護士による相談 13時から16時まで (来所相談のみ)
	マザーズハローワーク相模原内 女性弁護士対応：原則偶数月第3木曜日	046-296-7311 (予約電話番号)	
弁護士労働相談 (予約制、高度な 法律問題に対応、 職員が内容を伺っ て受付します。)	本所：原則第1・3・5火曜日	045-662-6110 (予約電話番号)	13時30分から 16時30分まで (来所相談のみ)
	川崎：原則第4火曜日	044-833-3141 (予約電話番号)	
	県央：原則第3水曜日	046-296-7311 (予約電話番号)	
	湘南：原則第2水曜日 (5・9・1月は小田原合同庁舎で実施)	0463-45-3150(代) (予約電話番号)	
外国人労働相談	本所：原則第2木曜日及び 原則第1・2・3・4金曜日	中国語 045-662-1103 ベトナム語 045-633-2030 スペイン語 045-662-1166 ネパール語 045-662-1166	13時から16時まで (専門相談員・職員 が対応、通訳あり)
	県央：木曜日	ポルトガル語 スペイン語 046-221-7994	
働く人の メンタルヘルス 相談(予約制)	本所：第2・4水曜日	045-633-6110(代) (予約電話番号)	13時30分から 16時30分まで (来所相談のみ、カウンセラーが対応)

◆労働センターには次の窓口もあります(詳細はホームページをご覧ください)。

* 神奈川県内に在住または在勤の方、県内で事業を営む使用者の方が対象です。

メール労働相談 	オンライン労働相談 	仕事と育児の両立応援 カウンセリング 	オンライン メンタルヘルス相談 
--	--	--	---

神奈川労働局

(令和8年4月1日現在)

部名【主な仕事】	課(室)名	電話番号	庁舎名等
総務部 【労働保険の適用、労働保険料の徴収】	総 務 課	045-211-7350	本庁舎8階
	労働保険徴収課	045-650-2803	分庁舎9階
雇用環境・均等部 【総合調整、総合労働相談、男女雇用機会均等、育児・介護休業、パート・有期労働、ハラスメント対策】	企 画 課	045-211-7357	本庁舎13階
	指 導 課	045-211-7380	本庁舎13階
労働基準部 【労働条件、事業場の監督指導、安全衛生、労働災害、最低賃金】	監 督 課	045-211-7351	本庁舎8階
	安 全 課	045-211-7352	本庁舎8階
	健 康 課	045-211-7353	本庁舎8階
	賃 金 室	045-211-7354	本庁舎8階
	労 災 補 償 課	045-211-7355	本庁舎8階
	労災補償課分室	045-222-6625	労災補償課分室
	職 業 安 定 課	045-650-2800	分庁舎3階
職業安定部 【職業紹介、雇用保険、高齢者・障がい者等の雇用促進、労働者派遣、職業訓練】	職 業 対 策 課	045-650-2801	分庁舎3階(助成金5階・6階)
	需給調整事業課	045-650-2810	分庁舎2階
	訓 練 課	045-277-8802	分庁舎3階

本庁舎：〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
 分庁舎：〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル
 労災補償課分室：〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

12

相談窓口・問合せ等

労働関係行政機関等

●労働センター	労働相談など（表紙裏に一覧があります。）	
●労働委員会	労使紛争の解決、不当労働行為からの救済など	
神奈川県労働委員会	〒231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7階 045-633-6110
●地方裁判所	給料支払、解雇無効の提訴など ※令和8年5月21日から民事訴訟手続が	
横浜本庁	〒231-8502	横浜市中区日本大通9 045-664-8767 045-664-8746
川崎支部	〒210-8559	川崎市川崎区富士見1-1-3 044-233-8172
相模原支部	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1 042-757-7516
横須賀支部	〒238-8510	横須賀市新港町1-9 046-823-1907
小田原支部	〒250-0012	小田原市本町1-7-9 0465-24-1564
●簡易裁判所	給料支払などの調停申立、提訴など	
横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9 045-662-6971
神奈川	〒221-0822	横浜市神奈川区西神奈川11-11-1 045-321-8045
保土ヶ谷	〒240-0062	横浜市保土ヶ谷区岡沢町239 045-331-5991
鎌倉	〒248-0014	鎌倉市由比力浜2-23-22 0467-22-2202
藤沢	〒251-0054	藤沢市朝日町1-8 0466-22-2684
川崎	〒210-8559	川崎市川崎区富士見1-1-3 044-233-8174
相模原	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1 042-757-7707
横須賀	〒238-8510	横須賀市新港町1-9 046-823-1907
小田原	〒250-0012	小田原市本町1-7-9 0465-24-1570
平塚	〒254-0045	平塚市見附町43-9 0463-31-0513
厚木	〒243-0003	厚木市寿町3-5-3 046-221-2018
●労働基準監督署など	労働基準法違反の申告など	
鶴見	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18 045-501-4968
横浜南	〒231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階 045-211-7374
横浜北	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階 045-474-1251
横浜西	〒240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階 045-332-9311
川崎南	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2 044-244-1271
川崎北	〒213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9 044-382-3190
横須賀	〒238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階 046-823-0858
藤沢	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階 0466-23-6753
平塚	〒254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階 0463-43-8615
小田原	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階 0465-22-7151
相模原	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階 042-752-2051
厚木	〒243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階 046-401-1641
神奈川労働局総合労働相談コーナー	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階 045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階 045-317-7830
労働基準監督署内総合労働相談コーナー（上記各監督署内にコーナーが設置されています。）		
●公共職業安定所など	職業相談、職業紹介、失業給付の申請など	
横浜（本庁舎：仕事探し、雇用保険手続き）	〒231-0001	横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎1・2階 045-663-8609
横浜（分庁舎：事業所の求人受付等）	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル4階 //
横浜港労働出張所	〒231-0002	横浜市中区海岸通4-23 045-201-2031

※令和8年4月1日現在の内容です。変更されている場合がありますのでご注意ください。市区町村名は管轄区域、○印は業務内容等

○労働争議の調整、不当労働行為の審査など	JR石川町
デジタル化されます（詳細はウェブサイトへ https://www.courts.go.jp/assets/dejitarukasekou2.pdf ）	
○労働審判申立（神奈川県全域）	みなとみらい線日本大通り
○その他提訴など（横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡）	
（川崎市）	JR川崎
（相模原市、座間市）	JR相模原からバス
（横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡）	京急横須賀中央
（平塚市、中郡、小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、厚木市、伊勢原市、愛甲郡）	JR小田原
（中区、南区、港南区、磯子区、金沢区）	みなとみらい線日本大通り
（鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	JR東神奈川
（保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区）	JR横浜からバス
（鎌倉市、戸塚区、栄区、泉区）	JR鎌倉
（藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡）	JR藤沢
（川崎市）	JR川崎
（相模原市、座間市）	JR相模原からバス
（横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡）	京急横須賀中央
（小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡）	JR小田原
（平塚市、中郡）	JR平塚からバス
（厚木市、伊勢原市、愛甲郡）	小田急本厚木
（鶴見区（扇島を除く））	JR鶴見
（中区、南区、港南区、磯子区、金沢区）	みなとみらい線馬車道
（西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	JR新横浜
（瀬谷区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区）	JR保土ヶ谷
（川崎区、幸区、鶴見区扇島）	JR川崎
（中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区）	JR武蔵溝ノ口
（横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡）	京急横須賀中央
（藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡）	JR藤沢
（平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡）	JR平塚
（小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡）	JR小田原
（相模原市）	JR相模原からバス
（厚木市、海老名市、座間市、大和市、綾瀬市、愛甲郡）	小田急本厚木
○総合労働相談、個別労働関係紛争など	みなとみらい線馬車道
//	JR横浜
//	
（神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区）	みなとみらい線馬車道
//	JR横浜
○日雇労働者の職業紹介等	みなとみらい線馬車道

12

相談窓口・問合せ等

労働関係行政機関等

神奈川県

●公共職業安定所など（前ページよりつづき）

横浜南	〒236-8609	横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609
港北	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045-474-1221
戸塚	〒244-8560	横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609
川崎	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609
川崎北（本庁舎：事業所の人）	〒213-8573	川崎市高津区千年698-1	044-777-8609
川崎北（溝ノ口庁舎：仕事探しの人）	〒213-0011	川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノ口ビル4階	//
横須賀	〒238-0013	横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609
平塚	〒254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎1・2階	0463-24-8609
藤沢	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階	0466-23-8609
小田原	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-23-8609
相模原	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609
厚木	〒243-0003	厚木市寿町3-7-10	046-296-8609
大和	〒242-0018	大和市深見西3-3-21	046-260-8609
松田	〒258-0003	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609
ハローワークプラザ湘南	〒252-0804	藤沢市湘南台1-4-2 ビノスビル6階	0466-42-1616
ハローワークプラザよこはま	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル1階	045-410-1010
ハローワークプラザ新百合ヶ丘	〒215-0004	川崎市麻生区万福寺1-2-2 新百合トウェンティワン1階	044-969-8615
マザーズハローワーク横浜	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-410-0338
マザーズハローワーク相模原	〒252-0303	相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル6階	042-862-0042
伊勢原市ふるさとハローワーク	〒259-1131	伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階	0463-95-5652
茅ヶ崎市ふるさとハローワーク	〒253-0044	茅ヶ崎市新栄町13-32 茅ヶ崎市勤労市民会館2階	0467-86-0562
秦野市ふるさとハローワーク	〒257-0051	秦野市今川町1-3 秦野駅前農協ビル3階	0463-84-0810
相模大野職業相談コーナー	〒252-0303	相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル5階	042-862-0040
横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-312-9206
川崎新卒応援ハローワーク	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2	044-244-8609
横浜わかものハローワーク	〒231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階	045-227-8609
障害者雇用促進センター	〒231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ5階	045-633-6110
かながわ若者就職支援センター	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル5階	045-410-3357
シニア・ジョブスタイル・かながわ	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル5階	045-412-4123

●職業技術校など 職業能力の開発など

産業技術短期大学校	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-4-1	045-363-1232
産業技術短期大学校人材育成支援センター	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-4-1	045-363-1234
東部総合職業技術校 （かなテカカレッジ東部）	〒230-0034	横浜市鶴見区寛政町28-2	045-504-2810
東部総合職業技術校二俣川支所	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-4-1	045-363-1992
西部総合職業技術校 （かなテカカレッジ西部）	〒257-0045	秦野市桜町2-1-3	0463-80-3002
高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部／関東 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター関東）	〒241-0824	横浜市旭区南希望が丘78	045-391-2818
横浜市中心中央職業訓練校	〒231-0031	横浜市中区万代町2-4-7 横浜市民技能文化会館3階	045-664-6825
神奈川障害者職業能力開発校	〒252-0315	相模原市南区桜台13-1	042-744-1243

※令和8年4月1日現在の内容です。変更されている場合がありますのでご注意ください。市区町村名は管轄区域、○印は業務内容等

(金沢区、逗子市、三浦郡、横須賀市の一部(田浦町、追浜町等))	京急金沢文庫
(港北区、緑区、青葉区、都筑区)	JR新横浜
(戸塚区、瀬谷区、栄区、泉区)	JR戸塚
(川崎区、幸区、鶴見区)	JR川崎
(中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区)	JR武蔵新城
//	JR武蔵溝ノ口
(横須賀市(「横浜南」管轄を除く)、三浦市)	京急県立大学
(平塚市、伊勢原市、中部)	JR平塚
(藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡)	JR藤沢
(小田原市、足柄下郡)	JR小田原
(相模原市)	JR相模原からバス
(厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡)	小田急本厚木
(大和市、綾瀬市)	小田急大和からバス
(秦野市、南足柄市、足柄上郡)	小田急新松田、JR松田
○県内のハローワークに寄せられた求人情報の提供・職業相談・職業紹介	小田急・相鉄・市営地下鉄湘南台
//	JR横浜
//	小田急新百合ヶ丘
//	JR横浜
(子育て中の人等)	小田急相模大野
(子育て中の人等)	小田急伊勢原
//	JR茅ヶ崎
//	小田急秦野
//	小田急相模大野
○大学等在学者及び既卒者への就職支援	JR横浜
//	JR川崎
○正社員で就職を目指している若者(学生は除く)への就職支援	みなとみらい線馬車道
○障がい者雇用を検討している企業と障がい者就労支援機関への支援	JR石川町
○39歳までの若年者に対する就職支援	JR横浜
○40歳以上の中高年層者の多様な就業ニーズに応じた支援、国と連携した職業相談・職業紹介	//
○機械システムデザイン、制御システム、エレクトロニクスIT、トータルデザイン、ITエンジニア	相鉄二俣川
○在職者訓練など人材育成に関する相談・支援	//
○IoTソリューション、CARエンジニア、CAD/CAMものづくり、3次元CAD&モデリング、電気、建築設計、GREEN×ガーデナー、チャレンジプロダクト、セレクトプロダクト、機械CAD、溶接・板金、ケアワーカー、給食調理、壁装・床施工、ビル設備管理、GREEN×メンテナー	JR安善
○民間教育訓練機関等に委託して実施する求職者向け職業訓練	相鉄二俣川
○CARエンジニア、ICTエンジニア、CAD/CAMものづくり、3次元CAD&モデリング、電気、住空間デザイン&施工、木工ラフト、チャレンジプロダクト、セレクトプロダクト、溶接・板金、ケアワーカー、介護・調理、建築CAD、庭園エクステリア施工、ビルメンテナンス	小田急秦野
○再就職を目指す求職者向け職業訓練など	相鉄希望ヶ丘
○求職者向け職業訓練	JR関内
○総合CAD、ITチャレンジ、Web・DTP制作、ビジネスサポート、ビジネスキャリア、総合実務、ビジネス実務、サービス実務	小田急相模原

12

相談窓口・問合せ等

労働関係行政機関等

神奈川県

●年金事務所	年金の適用、保険料の徴収など		
鶴見	〒230-8555	横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641
港北	〒222-8555	横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888
横浜中	〒220-0012	横浜西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階	045-641-7501
横浜西	〒244-8580	横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	045-820-6655
横浜南※	〒232-8585	横浜市南区宿町2-51	045-742-5511
川崎	〒210-8510	川崎市川崎区宮前町12-17	044-233-0181
高津	〒213-8567	川崎市高津区久木1-3-2	044-888-0111
横須賀	〒238-8555	横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀	046-827-1251
平塚	〒254-8563	平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515
藤沢	〒251-8586	藤沢市藤沢1018	0466-50-1151
小田原	〒250-8585	小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391
相模原	〒252-0388	相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101
厚木	〒243-8688	厚木市栄町1-10-3	046-223-7171

●その他の機関

横浜地方法律局人権擁護課	〒231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5階	045-641-7926 0570-003-110
神奈川県弁護士会関内法律相談センター	〒231-0021	横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館1階	045-211-7700
横浜駅西口法律相談センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階	045-620-8300
川崎法律相談センター	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階	044-223-1149
横須賀法律相談センター	〒238-0006	横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階	046-822-9688
海老名法律相談センター	〒243-0432	海老名市中央3-2-5 イオン海老名3階 (旧ダイエー海老名店)	046-236-5110
相模原法律相談センター	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-11-17 神奈川県弁護士会相模原支部会館1階	042-776-5200
小田原法律相談センター	〒250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階	0465-24-0017
紛争解決センター	〒231-0021	横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館2階	045-211-7716
法テラス神奈川	〒231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階	0570-078308
法テラス川崎	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマックス川崎ビル10階	0570-078309
法テラス小田原	〒250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階	0570-078311
(公財) 神奈川産業振興センター	〒231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4階	045-633-5071
全国健康保険協会神奈川支部	〒220-8538	横浜西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階	045-270-8431

●労働相談情報センター

東京都ろうどう110番			0570-00-6110
東京都労働相談情報センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03-3265-6110
大崎事務所	〒141-0032	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	03-3495-6110
池袋事務所	〒170-0013	豊島区東池袋4-23-9	03-5954-6110
亀戸事務所	〒136-0071	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ7階	03-3637-6110
多摩事務所	〒190-0023	立川市柴崎町3-9-2 6階	042-595-8004
青山事務所 (はたらく女性スクエア)	〒150-0001	渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山地下1階 EAST-A2	03-6803-8941 (総合相談)

東京都内

※令和8年4月1日現在の内容です。変更されている場合がありますのでご注意ください。市区町村名は管轄区域、○印は業務内容等

(鶴見区、神奈川区)	JR鶴見
(港北区、緑区、青葉区、都筑区)	JR新横浜
(中区、西区)	みなとみらい線みなとみらい
(保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)	JR東戸塚
(南区、港南区、磯子区、金沢区)	市営地下鉄鶴田
※横浜南年金事務所の厚生年金保険等の届出の受付業務等は横浜中年金事務所が管轄しています。	
(川崎区、幸区)	JR川崎・京急川崎
(中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)	JR武蔵溝ノ口
(横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡)	京急横須賀中央
(平塚市、秦野市、伊勢原市、中部)	JR平塚
(藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡)	JR藤沢
(小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡)	JR小田原
(相模原市、大和市)	小田急相模大野
(厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡)	小田急本厚木

○職場のいじめ、セクハラなどの人権問題の相談など	みなとみらい線馬車道
〃 (全国共通人権相談ダイヤル)	
○法律相談 (有料)、労働紛争代理人弁護士を紹介、弁護士の受任など	みなとみらい線日本大通り
○法律相談 (有料)、弁護士の受任など	JR横浜
〃	JR川崎・京急川崎
〃	京急横須賀中央
〃	小田急・相鉄海老名
〃	JR相模原からバス
〃	JR小田原
○弁護士による紛争のあっせん・仲裁	みなとみらい線日本大通り
○法的トラブルの解決に役立つ情報提供、無料法律相談・弁護士費用等の立替え(ただし利用条件あり)	〃
〃	JR川崎
〃	JR小田原
○中小企業の経営全般に関する相談、取引かけこみ寺、情報提供など	JR・市営地下鉄関内
○健康保険の給付関係等 (健康保険組合を除く)	みなとみらい線みなとみらい

○電話相談専用	
○来所予約電話 (千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ)	飯田橋、水道橋
○来所予約電話 (港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)	JR大崎
○来所予約電話 (文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区)	池袋、地下鉄東池袋
○来所予約電話 (台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区)	JR電戸
○来所予約電話 (八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡)	JR立川、多摩都市モノレール立川南

詳細ははたらく女性スクエアHPへ (<https://www.joseisquare.metro.tokyo.lg.jp/>)

地下鉄参道、
JR・地下鉄・東急線・京王線 渋谷

12

相談窓口・問合せ等